

国立大学法人法の一部改正等に伴う対応について

国立大学法人秋田大学学長選考会議規程の改正点（令和4年4月1日実施）

- ①学長選考会議の名称を「学長選考・監察会議」とすること。
- ②理事は教育研究評議会において選出された場合に委員となることができる。
- ③学長選考会議の委員構成は、教育研究評議会から選出された委員と経営協議会から選出された委員各同数とすること。

経営協議会が選出する委員の選任方法・選考理由について

経営協議会が選出する委員については、「秋田大学経営協議会が選出する学長選考・監察会議委員に関する申し合わせ」により定め、選任方法及び選考理由は以下のとおりとする。

◇選任方法

- ・秋田大学経営協議会が選出する学長選考・監察会議委員に関する申し合わせにより、経営協議会が選出する委員として定める。

◇選考理由

- ・マスコミ、医師会、行政、民間企業、国立大学の各分野において、それぞれ最高責任者又は最高責任者の経験を有し、組織運営について精通している者として選任するものである。